

特定非営利活動法人ジャパンマック 定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本法人は、特定非営利活動法人ジャパンマックという。

(事務所)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を東京都北区滝野川六丁目 76 番 9 号エスポワール・オチアイ 1 階に置く。

(目的)

第 3 条 本法人は、アルコール・薬物依存症（以下「依存症」という）者等に身体的・精神的・社会的な支援サービスを提供することによって依存症からの回復と自立を支援し、依存症者に関する研究・研修・啓発も行いながら、我が国の依存症者の保健、医療及び福祉の増進と社会理解の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下「法」と言う）第 2 条別表に基づき事業として次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(特定非営利活動に関わる事業の種類)

第 5 条 本法人は 3 条の目的を達成するために特定非営利活動に係わる以下の事業を行う。

- (1) 依存症者等のリハビリテーション施設の設置運営
- (2) 依存症者等の相談、生活支援事業
- (3) 依存症者等に関する調査研究、研修事業
- (4) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (5) 障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業
- (6) 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センター事業
- (7) 介護保険法に基づく訪問看護事業
- (8) 介護保険法に基づく介護予防訪問看護事業
- (9) その他、第 3 条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(種別)

第 6 条 本法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動に参加する意志を持って入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して協力をを行う個人及び団体。

(入会)

第 7 条 本法人の会員になろうとするものは、代表理事が別に定める入会申し込み書に必要事項を記入し、代表理事に提出するものとする。

2 代表は、前項の入会申し込みがあったときは、正当な理由が無い限り入会を認め、通知するものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会において定めるところにより会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 団体が解散または破産したとき。又は本人が死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号に該当する行為があった場合、総会の議決を経て除名することができる。

- (1) 法または、本法人の定款に違反したとき。
 - (2) 本法人の名誉を毀損し、または目的に反する行為を為したとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、あらかじめ当該会員に通知するとともに、議決を行う総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(役員)

第12条 本法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上
 - (2) 監事1名以上
- 2 理事のうち2名以内を代表理事、2名以内を副代表理事とする。

(役員を選出)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事、副代表理事は理事の互選により選出される。
- 3 監事は、理事または本法人の職員を兼ねてはならない。

(役員職務)

第14条 役員は本法人の事業を運営するために、以下のような職務を行う。

- 2 代表理事はこの法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故ある時、または代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 役員職務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本法人の業務及び、会計を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 役員職務執行の状況、又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第 15 条 役員任期は原則として 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終了するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は他の現任者の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員補充)

第 16 条 役員定数の 3 分の 1 以上の欠員が出た場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、解任することができる。

- (1) 職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
 - (2) 業務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員報酬に関しては、総会で定めるものとする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第 4 章 会議

(総会種別)

第 19 条 本法人の会議は総会及び理事会とする。

- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第 20 条 総会は正会員をもって構成する。

(総会権能)

第 21 条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および予算並びにその変更
- (5) 事業報告および決算
- (6) 役員選任または解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 除名
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 清算人の選任
- (11) 残余財産の帰属
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を示して招集の請求があった場合。
- (3) 第14条5項4号の規定により、監事から招集があった場合。

(総会の招集)

第23条 総会は前条2項3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、開催日の7日前までに発して行わなければならない。
- 3 前条2項の規定による請求があったときは、代表理事は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、出席した理事のうちから代表理事が指名する。ただし、第22条2項3号の請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事はこの定款に別の定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって可決し、可否同数のときは議長が決するものとする。

- 2 総会における議決事項は、第23条2項または3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 議決すべき事項につき、特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について議決権を行使することができない。
- 4 団体会員は代表者1名が議決権を有するものとする。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 総会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 3 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議毎に議長に提出しなければならない。
- 4 1項の規定により表決権を行使する正会員は、前2条の規定の適用について出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 議長は、総会の議事について次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名が署名押印し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めた場合。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条 5 項 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条 1 項 2 号及び 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面および E メール、ファックス等をもって、少なくとも 5 日前までに招集通知を発信しなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事の指名した者がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第 34 条 理事会の議決は、この定款に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 理事会においては、第 32 条 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項のみ議決することができる。ただし、議決が緊急を要するもので、出席理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。
 - 3 議決すべき事項につき、特別な利害関係を有する理事は、当該事項について、表決権を行使することができない。

(理事会の書面表決権等)

- 第 35 条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議毎に議長に提出しなければならない。
 - 3 1 項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 36 条 議長は、理事会の議事の経過及びその結果について議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから 2 名を選任し、議事録署名人として議事録に署名し、これを保存しなければならない。

第 6 章 資産および会計

(資産の構成)

第 37 条 本法人の会計は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 38 条 本法人の資産は代表理事が管理し、その管理方法は、社員総会の議決による。

(経費の支弁)

第 39 条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第 40 条 本法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第 41 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 42 条 本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前に理事会に報告し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 44 条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なく作成し、監事の監査を受け、理事会に報告の上、総会の議決を経なければならない。

2 本法人の決算に余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 7 章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 45 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ法第 25 条 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 46 条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に関する事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項の 1 号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

3 1 項 2 号の規定に基づき、解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の設定)

第 47 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属先)

第 48 条 本法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 49 条 本法人は、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行ふ。ただし、法 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにて行ふ。

第 9 章 事務局

(事務局とその職員)

第 51 条 本法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は所要の職員をおき、代表理事の指揮下に置かれる。

(細則)

第 52 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は別表のとおりとする。

3 本法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条 1 項の規定に関わらず、この法人の設立の日から平成 14 年の通常総会までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 41 条の規定に関わらず、法人成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。

6 設立当初の会費は本定款第 8 条の定めにかかわらず、正会員は年間一口 10,000 円とし、賛助会員は年間一口 2,000 円とする。

7 本法人の成立により、「みのわマック」運営委員会が運営する一切の財産および所属する職員は、この法人が承継する。また、所属する職員の給与は承継し、その勤続年数は通算する。

別表

設立当初の役員

役職名	氏名
代表理事	山本晋一
副代表理事	武澤次郎
理 事	土屋明義
理 事	高澤和彦
理 事	渡部 学
理 事	竹政新次
理 事	小林太郎

監 事 岡田昌之

附則 この定款は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

この定款は、平成 28 年 6 月 24 日から施行する。

この定款は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

この定款は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

この定款は、令和 3 年 10 月 4 日から施行する。